

鈴鹿市訓令第1号

庁中一般

出先機関

鈴鹿市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月22日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程を廃止する訓令

鈴鹿市戸籍情報システムに係るデータ保護管理規程（平成10年鈴鹿市訓令第7号）  
は、廃止する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。